

第2次男女共同参画計画改定に係る審議会委員意見

処理区分
A 意見の趣旨等を反映し、改定案に盛り込むもの
B 意見の趣旨等は改定案に盛り込み済みのもの
C 改定案に盛り込まないもの

番号	該当項目	資料ページ	意見等の概要	処理区分	意見等に対する検討結果
資料1 計画改定版 素案(案)					
1	I 計画改定の趣旨と背景 II 計画の概要	P. 1 P. 4	第1章や第2章の記載がないのはなぜか。	A	第1章、第2章の記載漏れです。「第1章 計画改定の趣旨と背景」「第2章 計画の概要」と修正します。
2	I 1 計画改定の趣旨	P. 1	計画の趣旨も記述する。	A	計画の趣旨とあわせて改訂の趣旨を記述する形に修正します。
3	I 2 計画改定の背景	P. 2	5段落目「鹿児島市男女共同参画推進条例を施行し、」 →「鹿児島市男女共同参画推進条例を制定し、」 (施行よりも、制定の事実が重要)	A	条例制定は平成26年3月18日、施行は4月1日なので、「2014年(平成26年)3月、鹿児島市男女共同参画推進条例を制定し、」と修正します。
4	3世界と国の動き I (3) 男女共同参画に係る法改正等	P. 3	最後の段は、29年度の予定なので(法改正が決定でなければ)「雇用環境の整備が進められています。」を、「進められる予定です。」か「進められます。」に	B	改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法とも29年1月1日施行と決定しているの、本計画策定時(29年3月予定)の表現としています。
5	II 1 基本理念	P. 4	1. 男女の人権が尊重され、個人としての尊厳が重んぜられること、男女が…確保されること。	C	見直し案は、鹿児島市男女共同参画推条例で定めた基本理念を採用しており、条例に則った計画であることから、基本理念は条例と計画で共通のものとして考えております。
6	II 1 基本理念	P. 4	3. 共同→協働	C	見直し案は、鹿児島市男女共同参画推条例で定めた基本理念を採用しており、条例に則った計画であることから、基本理念は条例と計画で共通のものとして考えております。 なお、「共同して参画…」という文言は男女共同参画社会基本法第5条から引いています。
7	II 3 計画の性格	P. 4	(4)は(1)に置き、(1)の内容と統合的に記述する。	A	「(1) この計画は、基本法第14条第3項に基づく『市町村男女共同参画計画』であり、鹿児島市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく、本市の男女共同参画推進のための総合的な計画です。また、第五次鹿児島市総合計画に基づき、本市における男女共同参画の推進をめざし、基本目標である“学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち”を実現するための個別具体の計画です。」と修正します。
8	II 3 計画の性格	P. 4	現行の(4)計画策定で踏まえたものの説明は、この計画が市民の直接の総意を踏まえて策定した市民参画の計画であることを記述し、計画の市民的性格を謳うもので不可欠。「計画の背景」で記述された趣旨と異なる意義を持つ。	A	「(4)この計画は、鹿児島市男女共同参画審議会の意見、男女共同参画に関する市民意識調査(平成27年度実施)及び、パブリックコメントでの意見募集の結果を踏まえて策定しています。」と修正します。
9	II 5 計画の視点	P. 5	5つの視点が唐突に登場した印象を受ける。5つの視点の意味やここに記述される理由などの説明がほしい。	B	「計画の視点」は、本計画において改めて強調している視点としてご理解ください。

番号	該当項目	資料 ページ	意見等の概要	処理 区分	意見等に対する検討結果
資料1 第3章					
10	I 施策の方向性1 主な事業(担当課)	P. 8	主な事業(担当課)において、男女共同参画推進課のみでありおかし。他部局や特に教育委員会の関連部局はできるだけ多く明記する。	C	「主な事業」には、その施策の中で主要な位置を占める事業を選んで掲載しており、この施策では、男女共同参画推進課の事業が該当することから、それらを掲載しています。なお、教育委員会等他部局の事業は、男女共同参画の推進を目的とするものではないことから、この施策においては関連事業と位置付けています。
11	I 推進施策(1)	P. 10	見直し案の推進施策の中に「市教育委員会との連携」等の文言も入れたらどうでしょうか？	C	本計画は、教育委員会も含む鹿児島市が主体であることから、「市教育委員会との連携」という文言は馴染まないものと考えます。
12	I 施策の方向性2 主な事業(担当課)	P. 10	主な事業(担当課)において、勤労女性センターの役割は大きい。	A	「勤労女性センター事業(各種講座・自主クラブ)(生涯学習課)」を追加します。
13	I 施策の方向性2 主な事業(担当課)	P. 10	0歳児の保健・医療の面からの子育てが大きい問題であることに鑑み、保健予防課の取組は不可欠ではないか。	B	乳幼児の保健・医療面からの子育て支援については、「基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり」の「施策の方向性2 男女の人権の尊重と自立への支援」に含まれています。
14	II 施策の方向性1 主な事業(担当課)	P. 12	主な事業(担当課)において、消費者教育担い手育成事業(消費生活センター)を削除した理由がよく理解できない。消費者教育は実際上は女性が多く関係・参加しており、家庭づくりの上で男親・女親の深い取組は現今ますます重要になっているのではないか。基本目標Ⅱ、施策の方向性4で取り上げるほか、ここでも記述してほしい。	C	消費者教育担い手育成事業は、地域に根差した消費者啓発を促進するため、地域消費者リーダーを育成するもので、地域消費者リーダーの活動内容は、価格調査の実施、消費生活エキスポへの参加、地域パネル展の実施、出張講座等の実施などとなっています。そのため、地域分野への男女共同参画の推進に資する性質の事業と捉え、Ⅱ-4に移動しました。 なお、Ⅱ-1では、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を主眼とし、個人の消費活動のような私的な活動ではなく、ある程度公共性を帯びた社会活動を対象と捉えています。
15	II 施策の方向性2 推進施策(3)	P. 14	推進施策(3) 多様な働き方について、在宅勤務や自営業者に対する配慮も必要。非正規労働に偏っている印象を受ける。	A	パートタイム労働や有期契約労働、派遣労働などの「就業形態」と、在宅勤務やフレックスタイム制などの「働き方」を切り分け、多様な就業形態に焦点を絞って文章を見直しましたが、在宅勤務など多様な働き方の推進は、ワーク・ライフ・バランスの向上に寄与し、労働者福祉の向上に繋がることから、「就業形態」と「働き方」を包括する表現に修正します。 (案)「パートタイム労働、有期契約労働、派遣労働など多様な就業形態に対して公正な処遇が図られるとともに、在宅勤務など柔軟性の高い働き方が推進されるよう、法制度等の情報の周知広報を進め、労働者福祉の向上を図ります。」 なお、自営業者については、(4)に含んでいます。

番号	該当項目	資料ページ	意見等の概要	処理区分	意見等に対する検討結果
16	Ⅱ 施策の方向性2	P. 14	Ⅱ-2-(2)女性の能力開発→女性の能力向上と見直されている。 ・Ⅱ-2-(4)の3段落目、女性の能力開発 ・Ⅱ-1-(3)女性の能力開発と人材情報の整備 も同様に変更する？	A	「能力向上」は特定の分野に必要な能力の伸長(上への成長)、「能力開発」は新たな分野に必要な能力の獲得(横への成長)という意味で整理すると、「開発」で統一したほうがより広い概念を含むことができると考え、Ⅱ-2-(2)は「働く女性の能力開発」と修正します。
17	Ⅱ 施策の方向性2 主な事業(担当課)	P. 15	こども政策課(子育て支援推進課)の事業はないのか。	B	こども政策課からの申出で、施策の方向性2から外し、施策の方向性3に移動しました。
18	Ⅱ 施策の方向性3	P. 18	ワークライフバランスは企業の理解と協力がなくと進展しない。企業に対する事業が削除されたのは問題がある。	B	雇用推進課の「ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業」で、企業に向けた広報・啓発・支援を行います。
19	Ⅱ 施策の方向性5	P. 21	主な事業(担当課) 国際交流課も何か新規事業を興してほしい。また、教育委員会(学校、図書館、公民館)も取り組み、具体的な事業名を本計画に掲載してほしい。	C	国際交流課(国際交流財団)は、幅広い市民主体の国際交流活動を旨としており、男女共同参画分野に特化した国際情報の収集・提供は男女共同参画推進課の所管となっています。 国際交流課や教育委員会と連携しての事業展開については、今後の検討課題とします。
20	Ⅲ 施策の方向性1 施策の方向性(4)	P. 27	主な事業(担当課) 県警、県弁護士会など関係機関との連携・情報交換(男女共同参画推進課)を新規事業にできないか。	A	DV被害者の保護・緊急避難先を確保する上で県警との連携は欠かせないことから、推進施策を「鹿児島県女性相談センター、母子生活支援施設、警察等との連携により、DV被害者の保護・緊急避難先を確保します。」と修正します。 なお、県警、県弁護士会を含めた関係機関からなるDV防止対策委員会において、連携・情報交換をしています。
21	Ⅲ 施策の方向性2 現状と課題	P. 29	1行目「女性も男性も互いの特徴を十分理解しあい、」 →「女性も男性も互いの身体的特徴を十分理解しあい、」 「身体的」を追加し、特徴を明確にしてはどうか。	A	ご意見のとおり修正します。
資料2 体系図					
22			右端に記載されている「視点」の通しNo.は上から順に1, 2, 3, 4, 5…と列記したほうが分かり易いのではないのでしょうか。	C	資料2の体系図は、資料1の計画改定版素案(案)6ページの計画の視点も踏まえ、図で示したものですので、視点の番号は素案(案)のとおりとします。
23			資料1でⅡ-2-(2)女性の能力開発→女性の能力向上と見直されている。 Ⅱ-1-(3)女性の能力開発と人材情報の整備 も同様に変更するなら資料2も。	C	Ⅱ-2-(2)は「女性の能力向上」から「女性の能力開発」に修正するため、体系図のⅡ-1-(3)は変更しません。

番号	該当項目	資料 ページ	意見等の概要	処理 区分	意見等に対する検討結果
資料3 計画達成のための指標(改定案)					
24			目標指標Ⅰ-1の割合ですが、特に「男性は仕事…」「ジェンダーの認知度」で年齢別の違いがわかればもっと現実的でないでしょうか。	C	目標指標としては、市民全体の意識向上を目指すため、年齢別に指標を設定することは考えていません。 なお、性別役割分担意識の性別・年代別データは市民意識調査報告書に掲載しています。
25			目標指標Ⅱ-3 育児休業取得率 31年度5%→10% 男性が取りにくいのか、取れないのか？女性が大変な時ほど、手伝って欲しいのでは？	C	33年度の男性の育児取得率5%という目標値は、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画で、鹿児島市役所としては、平成31年度までに男性職員の育児取得率5%を目指すこととしていることから、設定したものです。なお、32年度以降の目標値については、特定事業主行動計画の達成状況等を勘案して、改めて決定される予定です。
資料4 事業計画(案)					
26			一番右側の所管課の横もしくは枠内に連携課も記載したらどうでしょうか。(男女共同参画事業は行政の横の連携が不可欠だと思いますので)	C	すべての事業は、男女共同参画の視点をもって遂行することが求められますが、個々の事業を実施する上で複数の課が連携することは限定的ですので、連携課を記載するのは馴染まないものと考えます。
その他の意見					
27			第1回目の会議では十分に討議する時間が無く、せっかく多くの委員の皆様が集まっているので、可能な限りていねいなディスカッションできたらいいのではないのでしょうか。もったいないと思いました。		
28			シェルターや、若者や貧困児童の受入れ施策を私達の税金でまかなうことにはならないのでしょうか。“支援”というするのかしらないのか分からない用語でくるのはどうなのでしょう。		